

掛川市規則第4号

掛川市立幼保連携型認定こども園条例施行規則をここに制定する。

平成29年3月22日

掛川市長

(別紙)

# 掛川市立幼保連携型認定こども園条例施行規則

## 目次

### 第1章 総則（第1条－第13条）

### 第2章 預かり保育及び延長保育

#### 第1節 預かり保育（第14条－第17条）

#### 第2節 延長保育（第18条－第21条）

### 第3章 雑則（第22条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この規則は、掛川市立幼保連携型認定こども園条例（平成29年掛川市条例第6号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （定員）

第2条 掛川市立幼保連携型認定こども園（以下「こども園」という。）の定員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) 教育認定子ども（条例第7条第1項第1号アに規定する教育認定子ども及び同条第2項の適用を受ける者をいう。以下同じ。） 154人
- (2) 保育認定子ども（条例第7条第1項第1号イに規定する保育認定子ども（同条第2項の適用を受ける者を除く。）をいう。以下同じ。） 160人

#### （職員）

第3条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第14条第1項及び第2項の規定により、こども園に園長、幼児教育士その他必要な職員を置く。

#### （開園時間）

第4条 こども園の開園時間は、午前7時から午後7時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開園時間を変更することができる。

#### （休園日）

第5条 こども園の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休園日を変更することができる。

- (1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項に定めるもののほか、教育認定子どもに係るこども園の休園日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日

(2) 学年始休業日（4月1日から4月10日までの間において園長が定める期間）

(3) 夏季休業日（7月15日から8月31日までの間において園長が定める期間）

(4) 冬季休業日（12月20日から翌年1月10日までの間において園長が定める期間）

(5) 学年末休業日（3月15日から3月31日までの間において園長が定める期間）

(6) その他園長が必要と認める日

3 園長は、前項第2号から第6号までの規定により休園日を定めようとするときは、その期間、理由及び実施計画を記載した書面により市長に届け出なければならない。

（学年及び学期）

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の3学期に分ける。

(1) 第1学期 4月1日から前条第2項第3号に規定する夏季休業日の末日まで

(2) 第2学期 第1学期の末日の翌日から12月31日まで

(3) 第3学期 翌年の1月1日から3月31日まで

（教育及び保育を行う期間及び時間）

第7条 こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 教育認定子ども 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間又は時間

ア 期間 年間39週以上

イ 時間 1日につき最長5時間30分まで（以下「教育時間」という。）

(2) 保育認定子ども 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める時間（以下「保育時間」という。）

ア 保育標準時間認定 1日につき最長11時間まで

イ 保育短時間認定 1日につき最長8時間まで

（教育課程及び教育日時数）

第8条 こども園の教育課程及び教育日時数は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年文部科学省告示第1号）により園長が編成する。

2 園長は、前項の規定により教育課程及び教育日時数を定めたときは、速やかに市長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(入園、退園等の手続等)

第9条 条例第4条第1項の市長の承諾を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面を市長に提出しなければならない。

(1) 教育認定子ども 入園願 (様式第1号)

(2) 保育認定子ども (条例第7条第2項の規定の適用を受ける者を含む。) 施設型給付費支給認定申請書 (掛川市子ども・子育て支援法施行細則 (平成27年掛川市規則第3号) 様式第1号)

2 前項に定めるもののほか、こども園の入園、退園等の手続等については、掛川市立幼稚園の管理に関する規則 (平成17年掛川市教育委員会規則第19号。以下「幼稚園管理規則」という。)第11条から第14条までの規定を準用する。この場合において、幼稚園管理規則の規定中「教育委員会」とあるのは「市長」と、「幼児」とあるのは「子ども」と読み替えるものとする。

(納期限)

第10条 条例第7条第1項の規則で定める日は、毎月末日とする。

(減免)

第11条 条例第8条の規定による保育料の減免 (以下「減免」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 失業、疾病等により著しく所得が減少し、保育料の納付が困難であると認めるとき。

(2) 災害等により生活が著しく困難となり、保育料の納付が困難であると認めるとき。

(3) その他市長が特別な理由があると認めるとき。

2 前項各号のいずれかに該当する者のうち減免を受けようとするものは、保育料減免申請書 (様式第2号) に同項各号に該当することを証する書面を添付して、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容について審査し、その審査結果を書面により保護者に通知するものとする。

(備付帳簿)

第12条 こども園には、次に掲げる帳簿を備え付けなければならない。

(1) 園児出欠簿

(2) こども園沿革誌

(3) 卒園証書授与台帳

(4) こども園経営書

(5) 園務日誌

(準用)

第13条 第2条から前条までに定めるもののほか、こども園の管理運営については掛川市立小学校及び中学校の管理に関する規則（平成17年掛川市教育委員会規則第16号）第5条、第7条から第9条まで、第18条、第29条第1項及び第4項並びに第30条から第45条までの規定を準用する。この場合において、同規則の規定中「学校」とあるのは「こども園」と、「校長」とあるのは「園長」と、「児童、生徒」とあるのは「園児」と、「教育委員会」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

第2章 預かり保育及び延長保育

第1節 預かり保育

(預かり保育の実施)

第14条 家庭及び地域における幼児期の教育の支援に資するため、預かり保育（教育時間の終了後及び長期休業日（第5条第2項第2号から第5号までに規定する休園日をいう。以下同じ。）に行う教育活動をいう。以下同じ。）を実施する。

(利用単位)

第15条 預かり保育の利用は、次の各号に掲げる利用を単位とする。

- (1) 年間利用（年度を単位とする利用をいう。以下同じ。）
- (2) 一時利用（日を単位とする利用をいう。以下同じ。）
- (3) 長期休業日利用（長期休業日の利用をいう。以下同じ。）

(預かり保育の利用資格)

第16条 預かり保育を利用することのできる者は、教育認定子どものうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 保護者の就労、疾病その他の理由により預かり保育を必要とする園児
- (2) 家庭の事情により一時的に預かり保育を必要とする園児

2 前項の規定にかかわらず、長期休業日利用による預かり保育を利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前項第1号に該当する園児
- (2) 次条において準用する幼稚園管理規則第18条第2項の規定による年間利用による預かり保育の利用の許可を受けた保護者の世帯に属する園児

(準用)

第17条 前3条に定めるもののほか、預かり保育の利用の手続等については、幼稚園管理規則第18条、第19条、第20条第3項及び第21条の規定を準用する。この場合において、幼稚園管理規則の規定中「教育委員会」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

## 第2節 延長保育

(延長保育の実施)

第18条 保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に対応するため、延長保育（保育時間を超えて行う保育をいう。以下同じ。）を実施する。

(延長保育の利用資格)

第19条 延長保育を利用することのできる者は、保育認定子どものうち、当該園児の保護者の就労形態、通勤時間その他のやむを得ない事情により延長保育が必要であると市長が認める園児とする。

(利用の申請)

第20条 延長保育を利用しようとする園児の保護者（以下「申請者」という。）は、延長保育を利用しようとするときは、延長保育利用申請書（様式第3号）により園長に申請しなければならない。

(利用の決定)

第21条 園長は、前条の規定による申請があったときは、市長の承認を得て、承諾の可否を決定するとともに、延長保育利用承諾（不承諾）決定書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 園長は、前項の規定による承諾の決定をする際、必要な限度において、条件を付することができる。

## 第3章 雑則

(雑則)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(掛川市立保育所条例施行規則の廃止)

2 掛川市立保育所条例施行規則（平成26年掛川市規則第3号）は、廃止する。

入 園 願

年 月 日

（あて先）掛川市長

保護者名

㊟

次のとおり入園させていただきたいので、願ひ出ます。

幼 児	ふりがな		性 別	男 ・ 女
	氏 名		所 属	( ) 歳児クラス
	生年月日	年 月 日	続 柄	
	現 住 所		行政区	
保 護 者	ふりがな		職 業	
	氏 名		行政区	
	現 住 所		電 話	

保育料減免申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所  
申請者 氏名

印

保育料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

対象園児	住 所			
	氏 名		続 柄	
	生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
減免の期間	年度 月分から 月分まで			
保育料の額	円			
減免の理由	<input type="checkbox"/> 失業、疾病等により所得が著しく減少したため <input type="checkbox"/> 災害等により生活が著しく困難となったため <input type="checkbox"/> 上記以外の理由（ ）			

（注）

- 1 減免の理由の欄は、該当する項目にレ印を付けてください。
- 2 減免の理由を証する書面を添付してください。

延長保育利用申請書

年 月 日

（あて先）掛川市立 園長

住所  
申請者 氏名 ⑩  
電話

延長保育を利用したいので、次のとおり申請します。

対象園児	氏 名				組			
	生年月日	年	月	日	性別 男・女			
利用時間	通常保育	平 日	時 分	から	時 分	まで		
		土 曜	時 分	から	時 分	まで		
	延長保育	平 日	午前	時 分	から	午前	時 分	まで
			午後	時 分	から	午後	時 分	まで
		土 曜	午前	時 分	から	午前	時 分	まで
			午後	時 分	から	午後	時 分	まで
利用形態	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日 <input type="checkbox"/> 週 日程度 <input type="checkbox"/> 月 日程度							
保 護 者	氏 名	勤 務 時 間	勤 務 地	通 勤 時 間				
		時 分		分				
		時 分		分				
		時 分		分				
		時 分		分				
申請理由								

（注）利用形態の欄は、該当する項目にレ印を記載するとともに、日数を記載してください。

延長保育利用承諾（不承諾）決定書

第 号  
年 月 日

様

掛川市立 園長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった延長保育の利用について、次のとおり決定したので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 承諾				<input type="checkbox"/> 不承諾			
対象園児	氏 名							組
	生年月日	年 月 日			性 別	男 ・ 女		
利用時間	通常保育	平 日	時 分から		時 分まで			
		土 曜	時 分から		時 分まで			
	延長保育	平 日	午前 時 分から		午前 時 分まで			
			午後 時 分から		午後 時 分まで			
		土 曜	午前 時 分から		午前 時 分まで			
			午後 時 分から		午後 時 分まで			
不承諾の理由								
利用条件								